

## 監査公表 第 9 号

地方自治法第199条の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年12月5日

筑後市監査委員 木庭雄二

筑後市監査委員 川口裕二

### 監査の結果に関する報告について

#### 1 監査の種類 定期監査

#### 2 監査の対象及び実施期日

(1) 人権・同和対策室

実施期日 令和6年8月21日

(2) 人権・同和教育課

実施期日 令和6年8月21日

(3) 高齢者支援課

実施期日 令和6年10月10日、11日

(4) 地域包括支援センター

実施期日 令和6年10月10日、11日

(5) こども家庭サポートセンター

実施期日 令和6年10月16日

(6) 児童・保育課

実施期日 令和6年10月17日

(7) 学校教育課

実施期日 令和6年10月28日、29日

#### 3 監査の範囲及び方法

監査は、筑後市監査基準に準拠し、令和5年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務について、具体的な事務処理等が関係の法令や条例及び規則等を踏まえているのかを重点にして実施した。

#### 4 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められたが、そ

の一部において、改善を要する事項が認められた。その主なものの概要は次のとおりである。

#### 【人権・同和教育課】

##### 1 奨励金支給事務について

高等学校進学奨励金について、筑後市小中学校、高等学校等及び大学進学奨励金支給要綱に基づき、進学奨励金の交付を受けようとする者から交付申請書が提出され、交付決定通知書が交付されている。奨励金は、支給要綱に関する事務取扱により、交付決定額を前期・後期の2期に分割して半額ずつ支給することとされているが、後期交付額の支給が漏れていた。

#### 【学校教育課】

##### 1 収納事務について

筑後市奨学会への寄附金について、寄附受納決定後に寄附金受納書の通知とともに納入通知書が発行され収納されている。

しかしながら、預かり証の発行などにより学校教育課職員が寄附者から現金を受領し、寄附者に代わって納入通知書により納付されている例が見受けられる。この収納方法は、筑後市金銭会計規則に規定されていないため、寄附収納の適正化を図る必要がある。